様式第２号（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）  （宛先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日  大津市保健所長  旅館業法第３条の３第１項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | 受付欄 |
|  |
| 申請者 | ふりがな  名称及び  代表者の氏名 |  | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒  電話（　　　　）　　　　－ | | |
| 合併により  消滅する法  人又は分割  前の法人 | ふりがな  名称及び  代表者の氏名 |  | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒  電話（　　　　）　　　　－ | | |
| 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人 | ふりがな  名称及び  代表者の氏名 |  | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒  電話（　　　　）　　　　－ | | |
| 合併又は分割の予定年月日 | |  | | |
| 営業の種別 | | □　旅館・ホテル営業　　□　簡易宿所営業　　□　下宿営業 | | |
| ふりがな  施設の名称 | |  | | |
| 施設の所在地 | | 〒  電話（　　　　）　　　　－ | | |
| 旅館業法第３条第２項各号  に掲げる事項の該当の有無 | | □ 有　（旅館業法第３条第２項第　　号該当）  参考  旅館業法第３条第２項（抜粋）  ⑴　心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの  　旅館業法施行規則第１条の２  法第３条第２項第１号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障  害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思  疎通を適切に行うことができない者とする。  ⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ⑶　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者  ⑷　第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者  ⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（第８号において「暴力団員等」という。）  ⑹　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの  ⑺　法人であって、その業務を行う役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの  ⑻　暴力団員等がその事業活動を支配する者  □ 無 | | |
| 施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第３条第３項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の有無（有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離） | | | □　有　　　　　□　無  施設名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  距離（　　　　　ｍ） | |
| 大津市旅館業法施行条例別表第２第５項第１号に規定する区域に該当することの有無（有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離） | | | □　有　　　　　□　無  施設名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  距離（　　　　　ｍ） | |
| 大津市旅館業法施行条例別表第２第５項第２号の地域に該当することの有無 | | | □　有　　　　　□　無 | |

注 1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

2 添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該営業を承継する法人の定款若しくは寄附行為の写し